

★児童扶養手当の現況届を忘れずに



児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に「現況届」の提出が必要です。該当の方は7月末にお送りしている通知をご確認いただき、必要書類をお持ちのうえ直接窓口にお越しいただくか、必要書類を添えて下記まで郵送してください。なお、所得制限により手当が全部支給停止の方も手続きが必要です。

【受付期間】 8月1日(木)～30日(金) 8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く

【受付場所】 ・市子ども福祉課（駅前ビル EAGA1 階） ☎ 31-0243

・市美都地域総務課 ☎ 52-2312

・市匹見地域総務課 ☎ 56-0302

【郵送での提出先】 〒698-0024 駅前町 17-1 益田駅前ビル EAGA1 階 子ども福祉課 宛

※今年度から郵送でも手続きができるようになりました。ただし、書類に不備があった場合は窓口にお越しいただく場合があります。

※児童扶養手当とは

父母の離婚や父または母が死別、一定の障がい、生死不明、1年以上遺棄、拘禁、裁判所からのDV保護命令、未婚で出生などにより、18歳に到達した年度の3月31日（児童が心身に中度以上の障がいのある場合は20歳未満）までの間にある児童を養育している父、母、または養育者に支給されます。申請には戸籍謄本のほか、添付書類が必要です。

児童扶養手当現況届受付期間中の8月15日(木)・19日(月)に、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を開催します。詳しくは、児童扶養手当現況届の通知に同封の案内文をご覧ください。

【問い合わせ先】 市子ども福祉課 ☎ 31-0243

「第4次益田市食育推進計画」を策定しました①

「食育」は、『生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置付けられるとともに、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの』です。

益田市では、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第4次益田市食育推進計画」を令和6年3月に策定しました。この計画では『生涯にわたる人々や自然とのつながりの中で「ますだの食」を学び、体験し、育む ～みんなで取り組もう「ますだし」の食育～』を基本理念として食育に取り組んでいきます。



益田市食育推進
キャラクター まろピー

計画では次の4つの視点で食育を進めていきます。

視点	基本方針
心	① まごころに感謝し、食を通して豊かな心を育てよう
健康づくりと食の安心・安全	② 健やかで安心・安全な食生活を送ろう
食文化	③ 代々受け継がれてきた食文化を大切にしよう
地産地消	④ 四季折々の自然の恵みを活かし、地元の食材を知り食べよう

この4つの基本方針を相互に関連させながら食育を進めていきます。海、山、川などの変化に富んだ自然に恵まれた益田の環境を活かして、市民一人ひとりが食の知識や食を選ぶ力を育めるよう、人と人とのつながりや自然とのつながりを大切に、市全体で食育に取り組んでいきます。

【問い合わせ先】 市子ども家庭支援課 ☎ 31-1381

市ホームページ

「第4次益田市食育推進計画について」▶

